

議案第171号

川崎市債権管理条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市債権管理条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和4年11月28日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市債権管理条例の一部を改正する条例

川崎市債権管理条例（平成25年川崎市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第9条を削り、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

個人情報の保護に関する法律の一部改正及び川崎市個人情報保護条例の廃止に伴い、滞納者に関する情報の利用について規定の整備を行うため、この条例を制定するものである。